

城北法律事務所 創立50周年記念連続憲法講座  
活かす憲法！あなたを守る憲法の魅力

第1回 「憲法は平和を守る」

2014年12月1日（月） 18:30

豊島区勤労福祉会館第7会議室（東京都豊島区西池袋2-37-4）

入場無料

「長年改正されなかった憲法はもう古くなっちゃったの？」  
「今の憲法では国民の暮らしは守りきれないの？」

城北法律事務所が豊島区に事務所を開設して50年。  
私たちは一貫して、憲法を活かし、労働者・中小業者・市民の  
権利を守り続けてきました。

私たちがさまざまな事件活動を通じて実感した「憲法のチカラ」を皆さんと学びなおしたいと思います。

講演1 「『集団的自衛権』で日本をどう変えようとしているのか  
～憲法9条と戦争、そして私たちの自由と生活」

弁護士 菊池 紘<sup>きくち ひろし</sup>



安倍内閣の憲法9条の「解釈改憲」は憲法破壊そのものです。  
しかも、9条の「解釈改憲」によって、単に集団的自衛権の行使が容認されるばかりではなく、秘密保護法とあわせて際限なく国民の生活破壊、人権侵害が進められる危険があるのです。  
略歴：1968年弁護士登録。労働問題等に取り組む。元自由法曹団団長。「練馬革新都区政をつくるみんなの会」の共同代表。「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団共同代表

講演2 「集団的自衛権と辺野古新基地建設問題  
～沖縄県知事選挙をふまえて」

弁護士 田場 暁生<sup>たば あきお</sup>

11月16日は、米軍普天間基地の辺野古移設の是非を最大の争点とする沖縄県知事選挙の投開票日。ワシントンDCのロースクール留学中「普天間基地の県外移設」を掲げた鳩山政権に政権交代があり、多くの米国側の見方に触れました。沖縄県知事選挙の内実をふまえて、留学中に得た知見を活かし、辺野古新基地建設や集団的自衛権行使容認がもつ現実的な意味、そして憲法9条の重要性についてお話しします。  
略歴：2003年弁護士登録。新外交イニシアティブ（ND）研究員



連絡先：城北法律事務所（豊島区西池袋1-17-10 エキニア池袋6階）

TEL 03-3988-4866 インターネット [城北法律事務所](#)で検索

## 城北法律事務所創立50周年記念連続憲法講座へのお誘い



城北法律事務所は、1965年7月「池袋合同法律事務所」として、弁護士4名、事務局1名で開設されました。以来、「青柳盛雄法律事務所」を経て、現在は弁護士25人（2014年12月に1名入所予定）、事務局15名となり、東京西北部を中心に弁護士活動を行い、多くの方々から信頼をいただいております。

所員は、さまざまな分野で持ち味を発揮して活動しており、その活動の背景には常に「個人を大切にする」という憲法の花の精神がありました。私たちは、憲法には活かすべき価値がたくさんある、憲法を活かせば暮らしや社会がもっとよくなるということを確認しています。

ところが安倍晋三内閣は、憲法改正を内閣の使命と位置づけ、2014年7月には「我が国の国民の生命と財産を守る」などとして憲法9条の「解釈改憲」に踏み切りました。私たちは、安倍内閣の憲法改正論議に危機感を感じています。

このたび、事務所創立50周年を迎えて、皆さんとともに憲法の価値を学ぶ機会として連続講座を企画致しました。

ふるってご参加下さい。



豊島区勤労福祉会館  
東京都豊島区西池袋 2-37-4  
03-3980-3131  
池袋駅西口下車 徒歩約10分  
池袋駅南口下車 徒歩約7分



### 連続憲法講座 今後の予定（日程・会場は決まり次第事務所HPにてお知らせします）

2015年	連続講座	講演内容1（仮題）	講演内容2（仮題）
1月下旬	第2回 憲法は健康・環境を守る	原発推進の国のあり方に 歯止めをかける	企業の横暴と国の無策を 許さない
3月上旬	第3回 憲法は子ども・子育てを守る	子育てしながら働き続け る権利を守る	「子ども・子育て支援新制 度」の罠
5月中旬	第4回 憲法は企業の営業と経営を守る	中小企業の営業・経営を守 るのが憲法の理念	「ホワイト企業」認証のス スメ
6月中旬	第5回 憲法は労働と生活を守る	働く人の権利と雇用を守 る～ハケン拡大と残業代 ゼロの危機	ブラック企業から生活と 健康を守る

**創立50周年記念憲法集会**  
日時 2015年7月3日（金） 18：30～  
場所 みらい座いけぶくろ（豊島公会堂）  
記念講演ほか